

昭和三十四年労働省令第十六号

最低賃金法施行規則
最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定に基き、最低賃金法施行規則を次のよう

定める。
(算入しない賃金)

第一条 最低賃金法（以下「法」という。）第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び一月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。

法第四条第三項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。
一 所定労働時間とこえる時間の労働に対して支払われる賃金
二 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金

三 午後十時から午前五時まで（労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第三十七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額をこなす部分

（法第四条の規定の適用についての換算）
第二条 賃金が時間以外の期間又は出来高払制その他請負制によつて定められている場合は、当該賃金が支払われる労働者については、そ

各号に定めるところにより、当該賃金を時間についての金額に換算して、法第四条の規定を適用するものとする。

当該賃金が支払われる労働者については、そ

の金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数（日によつて所定労働時間数）で除した金額

二 週によつて定められた賃金については、そ

の金額を週における所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額

三 月によつて定められた賃金については、そ

の金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額

四 時間、日、週又は月以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前三号に準じて算定した金額

五 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、当該賃金算定期間（賃金締切日がある場合は、賃金締切期間。以下この号において同じ。）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の

総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によつて労働した総労働時間数で除した金額

前項の場合において、休日手当その他の同項規定による賃金を除外する。月によって定められた賃金は、次のとおりとする。

一 所定労働時間とこえる時間の労働に対して支払われる賃金

二 前項の場合において、休日手当その他の同項規定による賃金を除外する。月によって定められた賃金は、月にによって定められた賃金とみなす。

三 労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）」とあり、及び同項第三号中「所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間ににおける一月平均所定労働時間数）」とあるのは、「労働基準法第四十一条の二第一項第三号に規定する健康管理制度」とする。

（最低賃金の減額の特例）

第三条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を得させるためのものに限る。）の普通職業訓練又は同条に定める専門課程の高度職業訓練を受けた者であつて、職業を転換するために当該職業訓練を受けたもの以外のものとする。

（法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条の許可是、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第四条 法第七条の許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

前項の許可申請書は、法第七条第一号の労働者については様式第一号、同条第二号の労働者

については様式第二号、同条第三号の労働者に

ついては様式第三号、前条第二項の軽易な業務に従事する者については様式第四号、同項の断続的労働に従事する者については様式第五号に

よるものとする。

第一項に規定する使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の許可申請書を提出する場合には、当該許可申請書における使用者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）に記録することをもつて代えることができる。

第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この項において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該許可申請書の提出に関する手続を使用者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。

（最低賃金の減額の率）

第四条 法第八条の規定により使用者が労働者に周知させなければならない最低賃金の概要是、次とのとおりとする。

一 適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額

二 法第四条第三項第三号の賃金

（最低賃金審議会の意見の要旨の公示）

三 効力発生年月日

（法第十二条第一項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示）

四 告示は、厚生労働大臣の職権に係る事案についての公示は、厚生労働大臣が官報に掲載することにより行うものとする。

都道府県労働局長の職権に係る事案については、都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

ただし、当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することが困難である場合には、当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

法第七条第二百八十九条の二十

省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行により國又は地方公共団体の機関又は申請等の行為とみなす。この省令の施行により國又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続を行なわなければならぬ事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改定後のそれぞれの省令の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出を行なわなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改定後のそれぞれの省令の規定を適用する。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際に提出され又は交付されているこの省令による改定前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改定後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省)

(施行期日) 令第四一号抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改定する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年四月二五日厚生労働省)

(施行期日) 省令第四一號

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改定前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改定後のそれぞれの省令で定める様式に用紙による改定後のそれぞれの省令で定める様式に用紙に記載する。

ついては、同条に規定する期間が経過するまでの間は、この省令による改定前の最低賃金法施行規則(以下「旧規則」という。)第三条の規定は、なおその効力を有する。

第三条 改正法附則第五条第二項に規定する最低賃金については、この省令の施行の日以後最初に改正法による改正後の最低賃金法(以下「新法」という。)第十五条第二項の規定による当該最低賃金の改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間は、旧規則第三条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 この省令の施行の日以後最初に新法第十五条规定による改正又は廃止の決定が効力を有するまでの間における改正法附則第五条第二項に規定する最低賃金の適用を受ける者に対するこの省令による改定後の最低賃金法施行規則第三条第二項の規定による改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間における改正法附則第五条第二項に規定する最低賃金の適用を受ける者に対するこの省令による改定後の最低賃金法施行規則第三条第二項の規定による改正又は廃止の決定が効力を有する。

第五条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第六条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第七条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第八条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第九条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十一条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十二条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十三条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十四条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十五条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十六条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十七条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十八条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第十九条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第二十条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第二十一条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第二十二条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第二十三条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第二十四条 この省令の施行の際にこの省令による改定の用紙による改定前の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

様式第2号(第4条関係)

試験の実施期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書()			
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者		減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名
減額の特例許可を受けようとする請負業者		最低賃金額	円
従事させようとする業務の種類		金額	円以上
労働の態様		減額率	%
減額の特例許可を必要とする理由等		支払おうとする賃金	理由
年 月 日		使用者 氏名	
都道府県労働局長 殿			

注記
 1) 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
 2) 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は「労働者全般」又は「労働者全般」を記入すること。
 3) 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可がかかる場合に、該該労働者に従事させようとする業務の種類を記入すること。
 4) 「労働の態様」欄には、始業終業の時間、作業の内容、作業場所等を細かに記入すること。
 5) 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由等を記入すること。
 6) 「支払おうとする賃金」欄には、支払おうとする賃金の金額を記入すること。
 7) 「支払おうとする賃金」欄には、法第4条第3項各号に規定する最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者に2点で当該減額を定めた理由の概要を記入すること。

様式第3号(第4条関係)
基礎的な技能及び知識を習得せらるための職業訓練を受けらる者の最低賃金の減額の特例許可申請書()

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
減額の特例許可を受けるようとする労働者	減額の特例許可を受けるようとする理由等	
減額の特例許可を受けるようとする訓練期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	訓練料	訓練期間
受けさせようとする職業訓練		訓練生の概数
		認定期日
受けさせようとする職業訓練の件名及び主たる事業所		人
職業訓練期間と併定効率時間	1日当たりの職業訓練時間	時間 分
從事させようとする業務の種類	1日当たりの所定効率時間	時間 分
労働の態様		
合和 年 月 日		
都道府県労働局長 殿		
使用者 氏名		

注意

1. 先頭の()内には、個人別に許可を受けようする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようする場合は「包括」と記入すること。
2. 「減額の特例許可を受けるようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入すること。
3. 「訓練の件名及び主たる事業所の所在地」欄は、職業能力開発促進法第26条第4項の規定を受けて、その構成員である事業主に雇用される者に対し訓練を受けさせる場合の合意の記入すること。
4. 「職業訓練期間と併定効率時間」欄は、職業訓練期間の合計と1日当たりの職業訓練時間の合計を記入すること。
5. 「從事させようとする業務の種類」欄は、職業訓練期間の合計と1日当たりの所定効率時間の合計を記入すること。
6. 「労働の態様」欄は、始業終業の時間、作業内容、作業環境等を詳細に記入すること。
7. 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること。
8. 「減額の特例許可を受けるようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること。
9. 「支払おうとする最低賃金」欄には、法第16条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

様式第4号(第4条関係)
軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書()

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
減額の特例許可を受けるようとする労働者	減額の特例許可を受けるようとする最低賃金	
從事させようとする業務の種類		
労働の態様		
減額の特例許可を必要とする理由等		
合和 年 月 日		
都道府県労働局長 殿		
使用者 氏名		

注意

1. 先頭の()内には、個人別に許可を受けようする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようする場合は「包括」と記入すること。
2. 「減額の特例許可を受けるようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入すること。
3. 「労働の態様」欄は、始業終業の時間、作業内容、作業環境等を詳細に記入すること。
4. 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他の参考となる事項を記入すること。
5. 「減額の特例許可を受けるようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること。
6. 「減額の特例許可を必要とする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること。
7. 「支払おうとする最低賃金」欄には、法第16条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

様式第5号(第4条関係)
断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書()

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
減額の特例許可を受けるようとする労働者	減額の特例許可を受けるようとする最低賃金	
從事させようとする業務の種類		
労働の態様		
実作業時間数と手平均時間数	実作業時間数	時間 分
	手平均時間数	時間 分
減額の特例許可を必要とする理由等		
合和 年 月 日		
都道府県労働局長 殿		
使用者 氏名		

注意

1. 先頭の()内には、個人別に許可を受けようする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようする場合は「包括」と記入すること。
2. 「減額の特例許可を受けるようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入すること。
3. 「労働の態様」欄は、始業終業の時間、作業内容及びその範囲、手平均時間数等を詳細に記入すること。
4. 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
5. 「減額の特例許可を受けるようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること。
6. 「減額の特例許可を必要とする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること。
7. 「支払おうとする最低賃金」欄には、法第16条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。